

# 令和3年度 中小企業等販路拡大事業補助金のご案内



焼津市では、地域産業の振興及び発展を図るため、中小企業者等が販路拡大のために行う展示会または見本市への出展に対し、補助金を交付します。

## 補助対象経費の2分の1以内 上限 **10**万円 (組合等による出展は上限**20**万円)

※申込多数の場合は満額補助されない場合もあります。

### 《対象者》

焼津市内に主たる事業所または事務所がある中小企業者等（中小企業者、中小企業等協同組合、水産業協同組合）

※市税を完納しているもの又は納税猶予をうけていることが必要です。

### 《補助対象事業》

市外（海外含む）で開催され、出展者及び商談対象者が複数の都道府県にわたる規模の展示会または見本市への出展

### 《補助対象となる経費》

出展のための経費（消費税等を除く）のうち、小間料（**NEW!** オンラインにより開催される展示会参加費用を含む）及び小間装飾料、印刷製本費、通信運搬費、通訳費

※小間装飾料は電気・ガス・給排水設備工事費及び使用料、備品レンタル料が対象

※出展に際して県等の他団体の助成を受けている場合は補助の対象になりません。

### 《交付申請の方法》

交付申請書、事業計画書、収支予算書、出展する展示会等のパンフレット（小間料等が記載された資料）を **商工課窓口** へ提出

◎申請書類は焼津市ホームページからダウンロードが可能です

(<http://www.city.yaizu.lg.jp/g05-005/support/hanrokakudai.html>)

### 《申請期限》

**令和4年3月1日（火）**（郵送必着。※受付先着順、募集枠に達した時点で締切）

### 《その他》

- ①申請に際しては新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、出展を検討されている展示会等の開催可否について最新の状況を確認のうえ、ご申請ください。
- ②補助事業完了後、展示会等への出展成果をご報告いただきます。
- ③補助金の交付は、1企業につき1年度当たり1回までとなります。
- ④同一企業への2年連続の補助は行いません。（組合等は除く）

**※令和2年度に補助金を受けた場合、今年度は申請できません。**

### 《お申し込み・お問い合わせ》

焼津市経済部 商工課 商工政策担当

TEL ■ (054) 626-1175 / FAX ■ (054) 626-2188

メール ■ [shoko@city.yaizu.lg.jp](mailto:shoko@city.yaizu.lg.jp)